

別紙

大容量泡放水砲用防災資機材等		
種 類	自衛防災組織に現に備え付けている数量及び性能等	備 付 け の 場 所
ポ ン プ		
混 合 装 置		
ホ ー ス		
大容量泡放水砲用消火薬剤		
その他の防災資機材等		
※備 考		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- 2 様式（その 1）について
 - (1) 指定数量に対する倍数の欄には、移送取扱所又は移動タンクに係る分を除いて計算した倍数の合計を記入すること。
 - (2) 浮きぶた付きのタンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの以外のものの欄には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第 18 条の 2 で定める浮きぶた付きの屋外貯蔵タンクのうち浮きぶたが屋根を兼ねるもの以外のものの直径を記入すること。
 - (3) 特定移送取扱所（危険物の規制に関する規則第 28 条の 52 に定めるものをいう。）の配管の延長の欄には、特定移送取扱所（海底に設置されているものを除く。）のうちの最長の配管の延長を記入すること。
- 3 様式（その 2）について
 - (1) 自衛防災組織に備え付けるべき数量の欄には、石油コンビナート等災害防止法施行令第 8 条から第 18 条（第 13 条を除く。）までの規定により備え付けるべき数量を記入すること。
 - (2) 共同防災組織を設置した場合に減ずることができる数量の欄には、石油コンビナート等災害防止法第 19 条第 4 項の規定に基づき減ずることができる数量を記入すること。
 - (3) 現に備え付けている数量及び性能の欄には、石油コンビナート等災害防止法施行令第 8 条から第 12 条まで及び石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第 18 条から 23 条の 2（第 19 条の 2 を除く。）までに定める能力以上の能力を有するものの数量及びその能力を記入すること。
 - (4) 各 1 台、各 1 基又は各 1 隻につき置いている人員の欄には、石油コンビナート等災害防止法施行令第 7 条及び第 21 条の規定により置いている防災要員の数（同一の種類の防災資機材等を 2 以上備え付けており、当該防災資機材等につき置いている防

災要員の数が同一でない場合は、それぞれの数)を記入すること。

- (5) その他の防災資機材等の欄には、種類の欄に記載のないもの又は石油コンビナート等災害防止法施行令若しくは石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令に定める能力未滿の防災資機材等の名称、数量及び能力を記入すること。
- (6) 石油コンビナート等災害防止法施行令第 13 条第 1 項の規定に基づき大容量泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第 19 条の 2 及び第 19 条の 4 に関する防災資機材等について別紙の用紙を添付すること。
- (7) 石油コンビナート等災害防止法施行令第 7 条第 6 項及び第 21 条第 1 項第 3 号イの規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第 17 条の 2 の 2 第 1 項及び第 26 条の 2 の 2 第 2 項に規定する装置又は機械器具を有し、又は搭載している防災資機材等を備え付けている場合には、第 17 条の 2 の 2 第 2 項から第 5 項まで、第 17 条の 3 第 1 項及び第 26 条の 2 の 2 第 2 項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。
- (8) 石油コンビナート等災害防止法施行令第 8 条第 2 項に規定する送泡設備付きタンクがある場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第 18 条の 4 から第 18 条の 8 まで及び第 19 条の 3 の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。
- (9) 石油コンビナート等災害防止法施行令第 16 条第 2 項の規定に基づき、大型化学高所放水車を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第 20 条第 2 項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。
- (10) 石油コンビナート等災害防止法施行令第 16 条第 3 項の規定に基づき、普通泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第 20 条の 2 第 2 項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

4 別紙について

- (1) その他の防災資機材等の欄には、種類の欄に記載のないものの名称、数量及び能力を記入すること。
- (2) 備付けの場所の欄には、防災資機材等を備え付ける場所の名称を記入すること。

5 ※印欄には、記入しないこと。